

# 要　望　書

交通誘導員の円滑な確保について

(一社) 静岡県建設業協会



県下建設業界に対し、平素より格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業は、地域のインフラ整備と災害時における復旧・復興活動の「担い手」であり、工事の実施に当たっては、地域経済の活性化と住民の安全・安心の確保を目指し、良質な構造物等を所定の期日までに完成させることを使命として、業務に取り組んでいます。

しかし、昨今、現場技術者や技能者等の不足により、止む無く入札参加を断念する、また、工期の延長をせざるを得ない現場が多く発生しています。この中でも特に顕著な要因として、交通誘導員の不足が挙げられます。工事の集中する年度末や近隣で大きなイベントが開催される場合等に交通誘導員の絶対数が不足し、我々の努力では解決できない状況にあります。

道路等における工事の実施に当たっては、交通安全の確保が何よりも優先されるべきものであると認識しております。交通安全を所管する県警察本部におかれましては、交通誘導員の現状を御認識いただき、工事の円滑な実施に向けて、下記に記載した事項につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

## 1 現状・課題

交通誘導員の不足により、工事の円滑な実施に支障が発生しています。昨年度の国、県、市町発注の工事を対象として、会員企業にアンケートを実施（令和 2 年 4 月）した結果、次の課題が明らかとなりました。※アンケート結果は巻末資料として添付しました。

- 全体の 1 ~2 割の企業が、交通誘導員の不足に起因して、入札参加の断念及び工期延期をおこなっています。
- 全体の 8 割の企業が、設計と実勢労務単価が乖離した現場があつたと回答しました。また、こうした場合でも、100%近くが止むを得ず契約している状況にあります。
- 交通誘導員 A の確保が特に困難であり、配置が必須となっている「指定路線」の緩和を 9 割の企業が求めています。
- 自家警備の導入要望が多く寄せられ、「全面的に導入すべき」「安全性を考慮して区間を限定して導入すべき」を合わせると 9 割の企業となります。
- 工事用仮設信号機の導入要望も極めて多く、「全面的に導入すべき」「安全を考慮し、場所を限定して導入すべき」を合わせると全体の 97%にもなります。

## 2 要望事項

### (1) 指定路線の緩和について

警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める「指定路線」で交通誘導を行う場合、「警備業者の警備員で交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（交通誘導員A）を一人以上配置する必要があります。

指定路線の交通安全上の重要性は十分認識しておりますが、路線によっては交通量に大きな格差があることも確かです。

交通誘導員Aの確保は特に困難であることから、指定路線を路線全体として指定するのではなく、交通量等に応じた区間の指定に変更するよう要望します。

### (2) 自家警備の導入について

交通誘導員の確保が困難な時期においては、受注者自らが交通誘導を実施する「自家警備」が可能となる制度の導入を提案します。提案実現に向けてのご支援をお願いします。

また、自家警備導入に当たっては、交通安全の水準を落とすことなく警備を実施することが重要であり、そのための知識や技術の取得が必要と考えております。講習会の開催等、安全確保に向けた環

境の整備を要望します。

### （3）工事用仮設信号機の活用促進に向けた支援について

本県においては、これまで交通規制を伴う工事現場への仮設信号機の設置が認められておりませんでしたが、4月に県警察本部から三灯式工事用信号機及び二灯式仮設信号機の設置条件が示され、仮設信号機の活用が可能とされたことに対し、お礼を申し上げます。

可能になったとはいえ、道路使用許可申請における記載内容の明確化等、実際に現場で活用するためには多くの課題があります。道路管理者とも調整いただき、仮設信号機の活用が円滑に進むための環境整備をお願いします。

### （4）課題解決のための協議会への参加について

国土交通省の通知文（令和2年3月31日付）では、建設業や警備業など関係者による「交通誘導警員対策協議会」を都道府県ごとに設置し、警備員の過不足を把握したうえで、対策を講じることとされています。

上記（1）から（3）に掲げた課題等を解決するため、今後設置される協議会に参加し、ご指導いただきますようお願いいたします。

令和2年6月25日

静岡県警察本部長 小嶋典明 様

(一社) 静岡県建設業協会

会長 石井源一

副会長 渡邊雄二

副会長 市川 照

副会長 長谷川智彦

## 「交通誘導員の確保に関するアンケート」調査結果

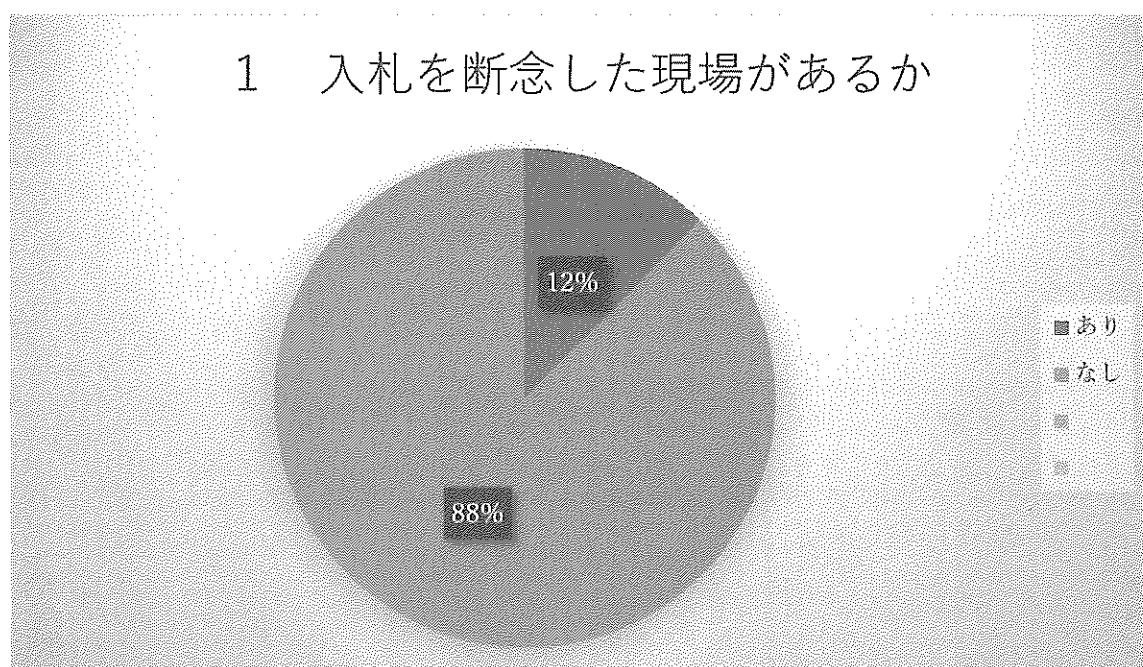
### <アンケート概要>

○対象工事：令和元年度に発注・施工した工事（国・県・市町発注工事）

○対象者：（一社）静岡県建設業協会会員企業

○回答率：27.4%（会員企業 471 社、回答した企業数 129 社）

○アンケート実施期間（令和 2 年 4 月 16 日（木）～4 月 30 日（木）

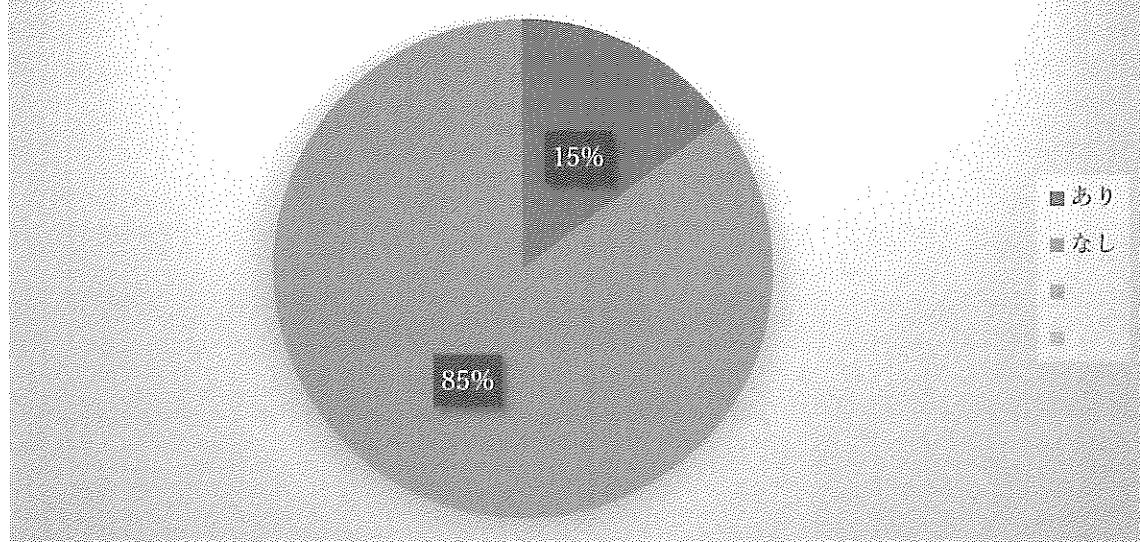


### <入札を断念した具体例>

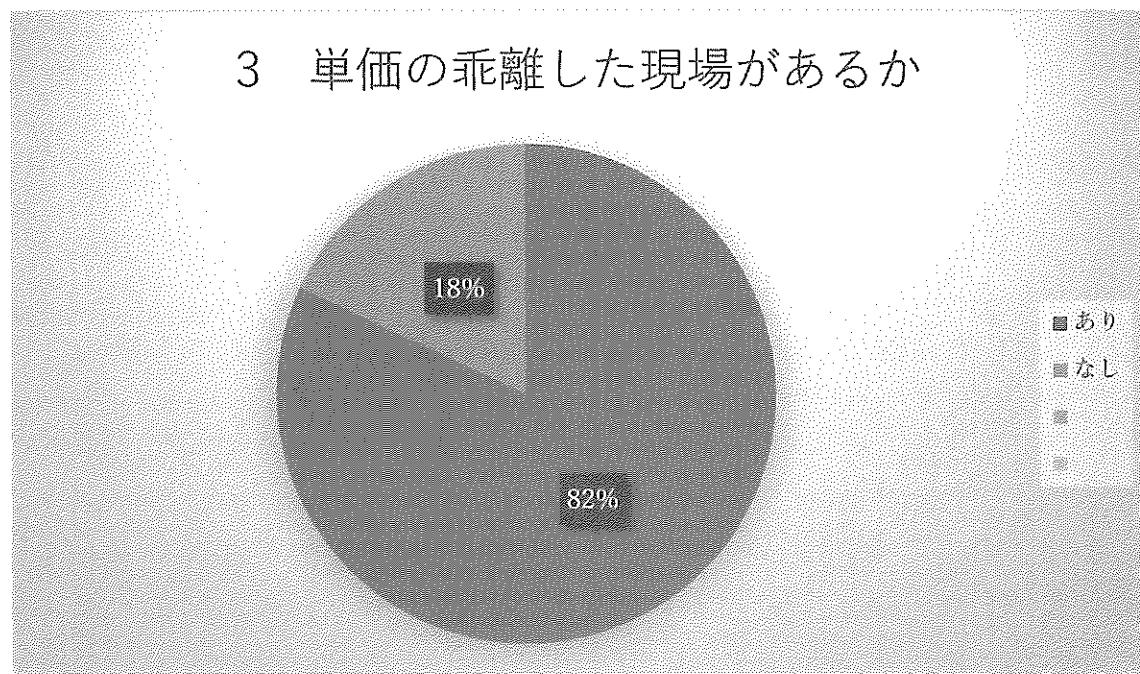
会社名	具体例（状況）
A社（下田協会）	地域のイベントと工事の施工時期が重なったため、誘導員の確保が困難となり入札参加を諦めた。
B社（沼津協会）	国道の規制を伴う排水工事において、夜間工事であること、交通誘導員 A の配置が求められることにより所定の誘導員の確保ができないため入札参加を辞退した。
B社（沼津協会）	警備会社と交渉しても 2 か月先まで手配が付かないなど、圧倒的な人員不足で、入札参加を断念する場合が多い。
C社（沼津協会）	歩道改良工事において、警備会社 6 社に問い合わせたところ、「手配できない」「日当が 22,000 円になるがよいか？」とのことで、入札を断念した。
D社（富士協会）	夜間工事における誘導員の確保が特に困難である。必要人員 6 名に対し 3 名しか確保できず入札参加を断念した。

E社（富士協会）	上水道管敷設工事において、夜間の誘導員が確保できない理由で入札参加を断念した。
F社（富士協会）	交通誘導員Aが指定されていたので、多くの警備会社に確認したが、確保できず入札に参加できなかった。
G社（浜松協会）	市内、市外の広範囲の警備会社に問い合わせたが、誘導員の確保の見通しが付かず入札参加を断念した。

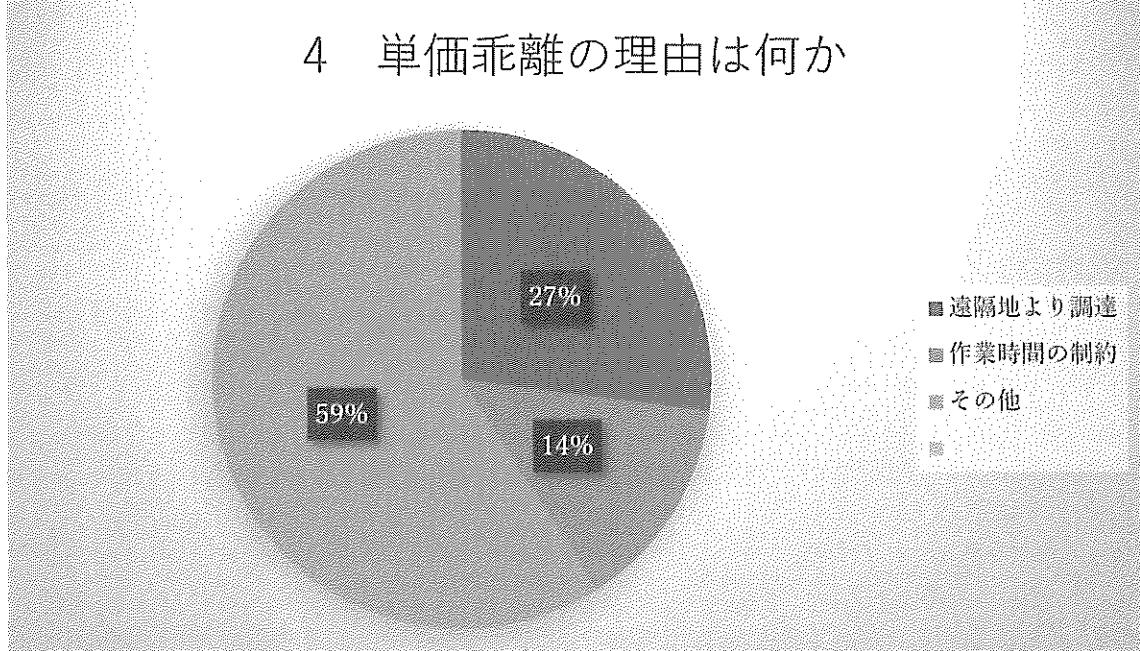
## 2 工期を延期した現場があるか



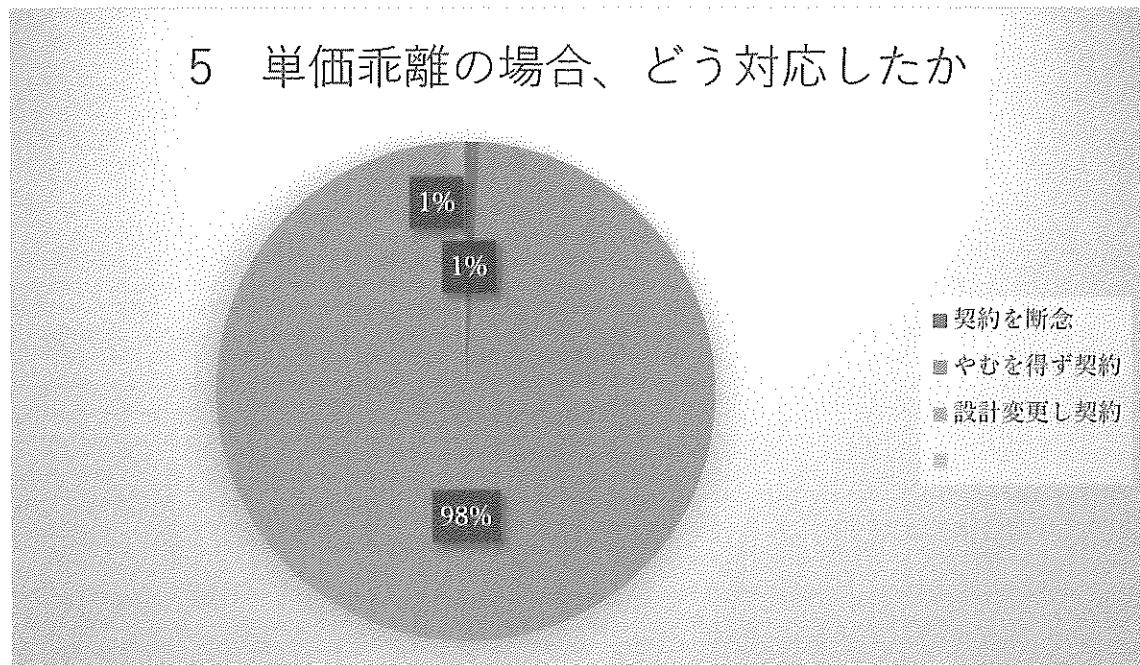
## 3 単価の乖離した現場があるか



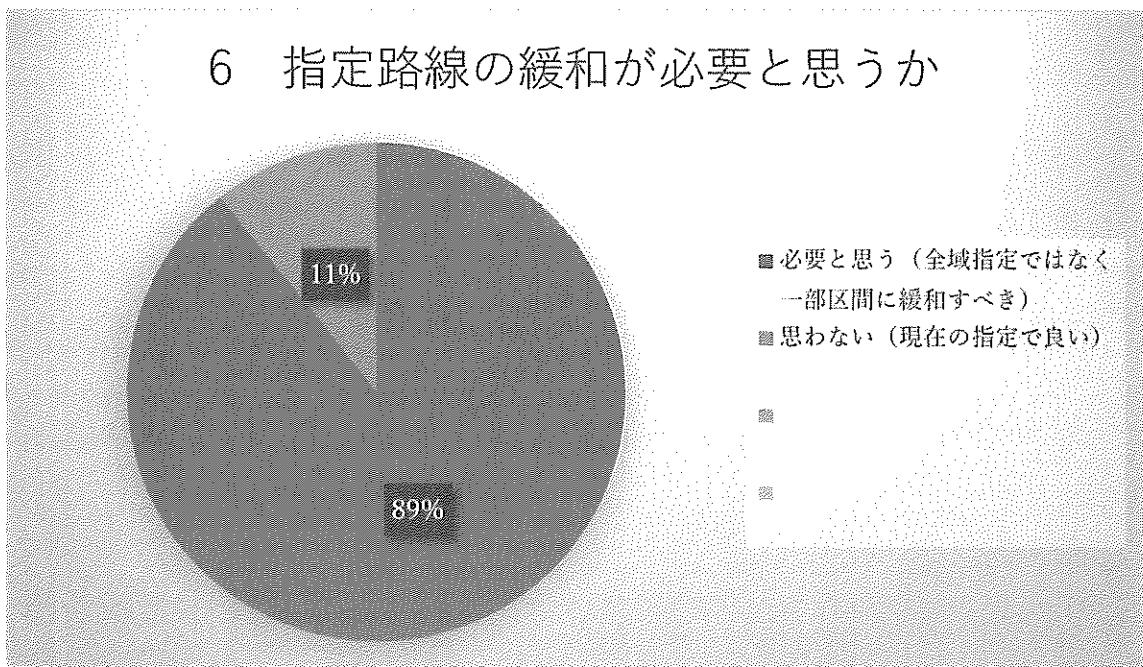
#### 4 単価乖離の理由は何か



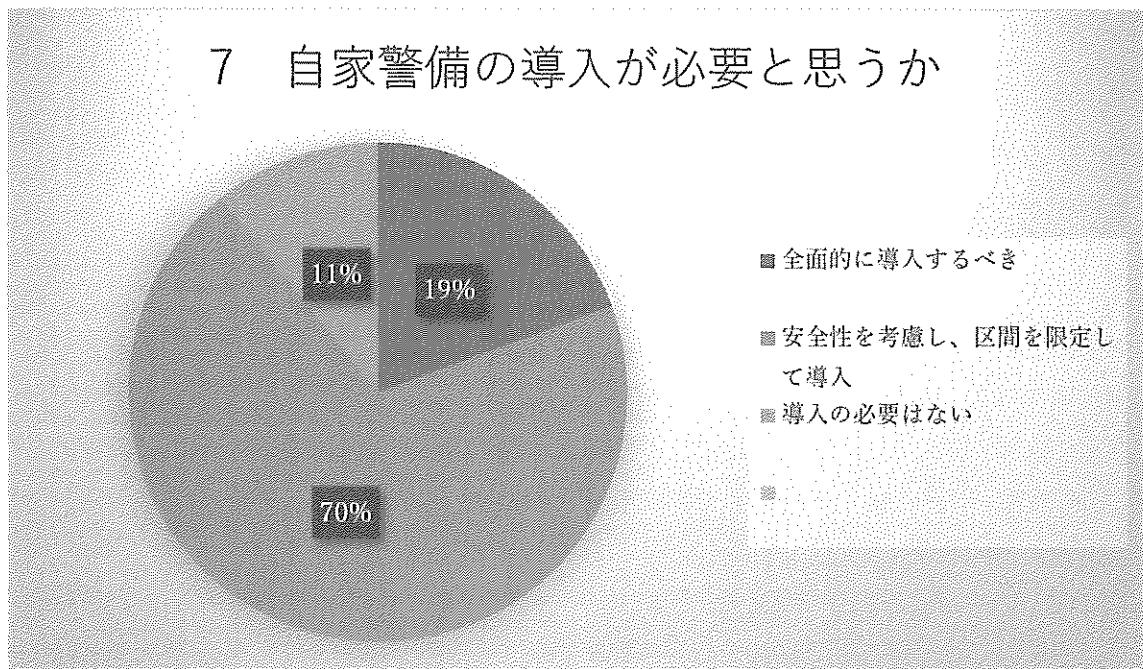
#### 5 単価乖離の場合、どう対応したか



## 6 指定路線の緩和が必要と思うか



## 7 自家警備の導入が必要と思うか



## 8 仮設信号機の使用が必要と思うか

